（別紙）

継続契約方式対象工事について

工事名）　　東関東自動車道　下小野第二高架橋耐震補強工事

本工事は、継続契約方式の対象工事であり、以下に示す後発工事について、別途、本工事の受注者と協議を行ったうえで、継続契約（随意契約）を締結する対象工事である。

なお、後発工事の契約図書は、後発工事に係る契約手続きを行う際に交付する。

**１．継続契約方式における後発工事**

（※記載内容は本工事の入札公告日時点での予定であり、記載内容どおりの工事発注を保証するものではない。）

(1) 後発工事その１

|  |  |
| --- | --- |
| 工事件名（仮称） | 東関東自動車道　丁子第二高架橋耐震補強工事 |
| 工事場所 | 千葉県船橋市～茨城県潮来市、千葉県千葉市 |
| 工事内容 | 本工事は、丁子第二高架橋他８橋の耐震補強を行う工事である。 |
| 工事概算数量 | 耐震補強　9橋（橋脚補強　約２５基、落橋防止構造　約２０箇所、縁端拡幅　約２０箇所、PCグラウト充填　２連） |
| 工期 | 令和９年度１／四半期～令和１２年度１／四半期 （約１０８０ 日間） |

**2．後発工事の随意契約条件**

（※記載内容は本工事の入札公告時点での予定であり、記載内容どおりの工事発注を保証するものではない。）

|  |  |
| --- | --- |
| 総合評価落札方式  における技術提案 | 本工事に係る技術提案の考え方は、後発工事に係る技術提案に踏襲されることを条件とする。なお、後発工事の発注段階で、再度、後発工事の技術提案の提出を求める。 |
| 配置予定技術者 | 後発工事の配置予定技術者は、下記のいずれかの者とする。  ・当初発注工事で配置した技術者（現場代理人又は監理技術者）  ・当初発注工事で配置した技術者（現場代理人又は監理技術者）と同等以上の者  ・当初発注工事若しく後発工事に従事した担当技術者 |
| 落札率 | 後発工事には、本工事の落札率を考慮する。 |
| 諸経費調整 | 後発工事の諸経費については、最新の土木工事積算基準における「随意契約工事諸経費の取扱い」に基づく諸経費調整を行う。  （本工事と後発工事の合算額に相当する諸経費を算出し、継続契約方式により調達する工事のうち契約済工事の諸経費相当額を差引く |
| 随意契約の実施判断 | 後発工事の随意契約については、本工事及び既に契約締結済の後発工事に関する成績評定の結果を踏まえ、本工事の受注者と随意契約を実施すると判断した場合に、本工事の受注者に対し、随意契約の締結意思確認及び技術提案書の提出を求める。  随意契約の締結意思がある旨の回答があった場合は、提出のあった技術提案書の内容の審査を行ったうえで、本工事の受注者に対して後発工事に係る見積書の提出を求め、見積合わせを行い、契約を締結するものとする。 |

以　上